

江東区監査委員告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、令和2年度第4回定期財務監査の結果に対し、江東区教育委員会から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

なお、佐藤委員及び甚野委員は就任前のため、本監査には関与していない。

令和4年4月15日

江東区監査委員	松 土 英 男
同	藏 田 朝 彦
同	佐 藤 信 夫
同	甚 野 ゆづる

令和2年度第4回定期財務監査 指摘事項措置報告書

[教育委員会事務局庶務課・学務課・指導室]

【指摘事項】

今回の小学校の監査において、以下のような不適切な会計処理が確認された。

(1) 資金前渡受者口座に振り込まれた資金（交際費、消耗品費、宿泊・入場料、自動車・駐車場使用料）が、平成30年度から監査日現在（令和3年1月15日）まで預金されたまま引き出されていない状態が続いている。監査日現在の預金残高が107,000円となっていた。しかしながら、この間、正当債権者への支払いや精算手続きが行われていることは、関係書類から確認できる。

のことから、当該支払いや精算金の納付は、私費を充てて適正に行つたように装っていたものと思料される。

(2) 令和元年度の修学旅行の挙行にあたり、通常必要と考えられる宿泊・入場料の支出負担行為が起案されていなかったが、監査当日の説明によると、現地において当該経費は現金で支払ったとされている。

のことから、当該経費の支払いには私費が充てられたものと思料される。なお、同支払いに相当する領収書の存在は監査当日に確認できなかつたため、金額は不明である。

(3) 校長交際費は、地域行事をはじめ、突然の弔事などのために常に準備しておく必要があると考えられるが、平成30年度は1月分から、令和元年度は6月分から、令和2年度は5月分から支出負担行為の起案が行つていなかつた。この間に支払いが全く無かつたか否かについては、監査当日に提出された資料からは確認できなかつた。

(4) 資金前渡によって支出した交際費、消耗品費、宿泊・入場料、自動車・駐車場使用料において、令和元年4月分の戻入金を令和2年5月15日に納付している事例をはじめ、複数の学校において精算手続きが大幅に遅延している事例が確認された。

(5) その他、未精算の前渡金について重ねて資金前渡を受けている事例、区会計事務規則で定められている保管上限額を超える現金が校内に保管されていたことが推察される事例、現金出納簿の不備等、現金管理が適正に行われていないと考えられる学校が複数確認された。

小学校における不適切な会計処理については、昨年度の定期監査報告書においても意見を付しているが、今回の監査においてはさらに深刻化している状況がみられる。

事実関係の十分な調査を行い、資金前渡受者口座に預金されたままとなっている現金の取扱いを含め、適切に対応されたい。

【指摘事項にかかる監査委員意見】

昨年度の定期監査報告書において、小学校における会計事務の執行体制について、研修制度の充実のほか、組織体制の点検と内部統制体制の整備に向けた検討を求める旨の意見を付したが、前述の指摘事項の内容を踏まえると、改善が進んでいるとは言い難く、誠に遺憾である。

学校事務職員を対象として実施している現状の研修の体系と内容は適切なものとなっているか、特に小学校においては、ほとんどの学校の事務職員が一名の配置となっているが、その配置や事務の執行体制は適切であるか、チェック体制は機能しているか等について、早急な点検と具体的な改善を進められたい。なお、内部統制体制の整備にあたっては、区長部局と連携しながら、計画的に推進されたい。

指
摘
事
項

措置事項	<p>教育委員会事務局において指摘事項の事実関係を調査した。調査結果は次のとおりである。</p> <p>(1) (2)については、学校事務職員の立て替え払いが推測されるが、証拠となる書類が残っていなかった。(3)については、支出負担行為の起案が行われなかった期間は地域行事や弔事への支出が実際になかったことは確認できたが、弔事については突発的であるため、事前に前渡金を請求しておく必要があったものの、その認識がなかった。(4) (5)については、処理方法についての認識不足が判明した。</p> <p>以上の調査結果及び指摘事項にかかる監査委員意見を踏まえ、各学校・園における事務の執行環境を改善し、学校事務の適正化を図るため、教育委員会事務局内の横断的な組織として「江東区学校事務の適正化検討委員会」を設置し、以下の取り組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 会計事務チェックの体制強化 <ul style="list-style-type: none"> ・各校が提出する金銭出納簿及び通帳の写しに基づき、確認・指導を実施した。 ・各校の前渡金の執行状況を毎月確認し、前渡金の請求漏れや精算手続きの遅延防止を図った。 2 会計事務処理のチェックポイントを作成し、各校へ配付し周知を図った。 3 学校事務職員及び学校管理職に対して、会計事務、勤怠事務、備品管理等の研修を行った。 4 令和3年度の監査実施校に対して、前回監査の講評事項一覧を配布し、学校事務職員及び学校管理職に内容を確認させ、同様の誤りを繰り返さないよう指導した。 <p>以上の取り組みは、令和3年度にとどまらず、毎年継続して行うことにより、学校事務の適正化の定着を図っていく。なお、事務の執行体制については、今後、課題を整理し、効率的かつ確実な執行体制の構築に向けて検討を行っていく。</p>
------	--